

相続手続き丸ごと代行サービス（遺産承継業務）

遺産承継業務はこんな方にお勧めです！

- 相続手続きをすべて専門家に任せたい
- 仕事をしていて平日に役所や法務局へ行けない
- 遺産の分割方法についてアドバイスが欲しい
- 不動産や預貯金など、相続財産が多岐にわたる
- 相続人が多くて遺産分割や書類のやり取りが大変
- 面識のない相続人がいる
- 相続人同士が遠方に住んでいる
- 相続財産や相続人が特定できない

遺産承継業務の流れと当事務所のサービス内容

1 相続人の調査・確定

(戸籍収集・相続関係説明図の作成)

法律上、誰が相続人になるのか調査・確定します。相続人を確定するために、当事務所にて被相続人（故人）の出生から死亡までの連続した戸籍を取得し、相続関係説明図（家系図）を作成いたします。

2 相続財産の調査 財産目録の作成

相続財産として何がどれだけあるのか、ヒアリングをもとに確認します。現金や預貯金、不動産、有価証券など、相続財産の具体的な金額を調べます。

3 遺産分割協議のアドバイス 遺産分割協議書の作成

必要に応じて司法書士が公平な第三者の立場で遺産分割のアドバイスを行います。話し合いがまとまれば、当事務所にて遺産分割協議書の作成を行います。

4 預貯金の名義変更・払い戻し

面倒な金融機関での預貯金の手続きも当事務所にて代行いたします。

5 不動産の名義変更

不動産の名義を、被相続人の名義から相続人の名義に変更（相続登記）します。

6 証券・その他の資産の 名義変更

株式や社債などの証券、その他資産の名義を被相続人の名義から相続人の名義に変更します。

※対象財産：株式・投資信託・国債・社債・保険・加入権・ゴルフ会員権（未上場株は除きます）

7 相続財産の活用 についてのサポート

相続した不動産を売却・処分される場合は、不動産会社をご紹介します。また、不動産会社を紹介するだけでなく、その契約内容についても法律の専門家としてアドバイスいたします。

8 相続税の申告 (税理士のご紹介)

相続税の申告が必要な場合は当事務所にて税理士をご紹介します。また、税理士を紹介するだけでなく、紹介後も引き続きサポートいたします。

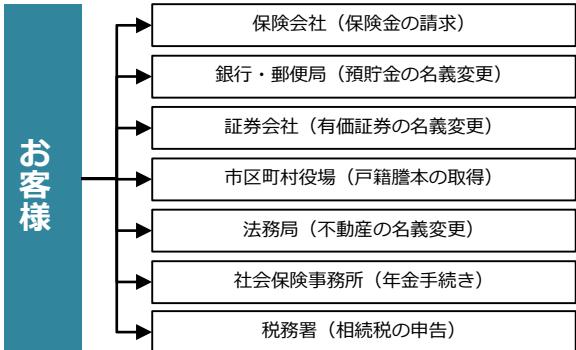
相続手続き丸ごと代行サービス（遺産承継業務）

相続の手続き、
すべてお任せください！

遺産承継業務とは、司法書士が遺産管理（遺産承継業務受任者）として相続人様の窓口として、これらの煩雑な手続きをすべて一括でお引き受けするサービスです。相続人調査（戸籍収集）や遺産分割協議書の作成、預金口座や不動産の名義変更など、あらゆる相続手続きをまとめて代行いたします。

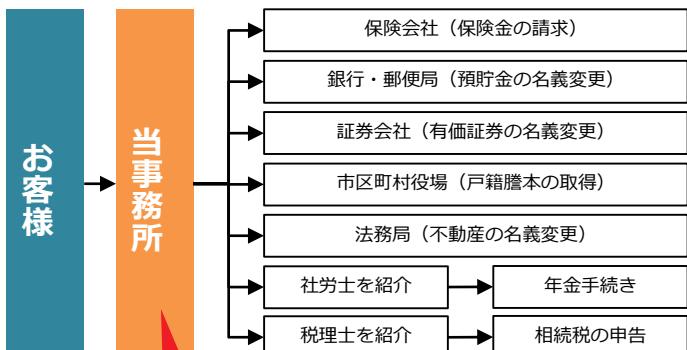


ご自身で各手続きをされる場合



各手続きごとにそれぞれの機関に申請しなくてはならず、時間と労力がかかる…

当事務所でのワンストップサービス



当事務所がお客様の窓口となり、
ワンストップで各種手続きを代行！

遺産承継業務の料金

費用(税別)		詳細
500万円以下	25万円 + 消費税	<ul style="list-style-type: none">・相続人調査確定作業(戸籍調査収集・相続関係説明図作成)・不動産謄本、評価証明書等収集
500万円を超え 5000万円以下	(価格の1.2% + 19万円) + 消費税	<ul style="list-style-type: none">・金融機関からの残高証明書等の収集・財産目録作成
5000万円を超え 1億円以下	(価格の1.0% + 29万円) + 消費税	<ul style="list-style-type: none">・遺産分割協議の中立な立場でのアドバイス・遺産分割協議書作成
1億円を超え 3億円以下	(価格の0.7% + 59万円) + 消費税	<ul style="list-style-type: none">・不動産の名義変更(1物件まで)
3億円以上	(価格の0.4% + 149万円) + 消費税	<ul style="list-style-type: none">・銀行、証券等の口座解約手続き(2口座まで)

※相続財産価格は、相続税評価額における各種特例適用による減額、債務控除前の金額をいいます。

※半日を超える出張が必要な場合は、日当として半日の場合1万円、1日の場合は2万円をいただきます。

※手続きに必要な書類一式を収集、作成します。

※不動産の名義変更手続き(1物件まで)、銀行、証券等の口座解約手続き(2口座まで)を含みます。超過部分は別途費用が加算されます。

※遺産分割協議に使用する財産目録を作成します。

※オプションにて特別代理人選任申立、車両の名義変更等も承ります。

※税務申告手続きは別途費用が発生します。

※上記報酬のほかに、別途実費をいただきます。(例 戸籍請求費用、不動産登記の登録免許税等)

新宿西口総合事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木2-21-8

ファミール新宿グランシティタワー4階

03-3372-8024
info@westgate-office.com